

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

(開催要領)

1 日時 平成27年9月18日（金）17:01～17:10

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

土生 栄二 厚生労働省医政局総務課長
北波 孝 厚生労働省医政局地域医療計画課長
櫻井 真典 厚生労働省医政局総務課企画法令係長

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室室長代理
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

(議事次第)

1 開会

2 議事 予防医療ビジネスの推進について

3 閉会

○富田参事官 それでは、次のセッションでございますけれども、厚生労働省から、「予防医療ビジネス推進について」ということで来ていただいています。これは昨年もいくつか御提案があったのですけれども、血液検査を受けた後の医療機関への受診の紹介ができないとか、あるいは口腔ケアについて、歯科の医療機関から離れた場所で歯科衛生士が仕事ができないとか、そういうことがいくつかございましたので、併せて説明していただきたいと思います。

○八田座長 順番としてはどのようにしますか。

○富田参事官 厚生労働省に任せておりますので、全体で。

○八田座長 それでは、お忙しいところお越しいただきまして、どうもありがとうございます。御説明を早速、よろしくお願ひいたします。

○土生課長 予防医療ビジネスの推進ということで、閣議決定の順番でやらせていただきますが、まず、複数の構造設備に医療機関の構造設備が分かれている場合につきましては、自治体によりまして対応が異なっているということで、これについて統一的な指針を検討し、速やかに通知を発出、閣議決定を踏まえまして、現在の検討状況を御説明、御報告させていただきたいと思います。

まず、特に内階段を求めているというところが焦点となっていたわけですけれども、自治体によって運用が異なっているという御指摘を受けたものですから、まず、その運用の実態について、全国は時間がかかりますので主要な20都市ということで聞き取り調査を実施したところでございます。

調べましたところ、半分程度、11市では、一定の制限がある場合がございますけれども、内階段を必ずしも設ける必要はないという運用をされているといったことが分かりました。それで、どういったことで運用が異なっているかということをお聞きしましたところ、お手元に平成17年の通知をお配りしておりますけれども、これはざくつと言いますと、敷地が公道を隔てている場合に、どういう場合に一つの医療機関として認めてよいかということを示した通知でございます。具体的に申し上げますと、記の後、裏面のほうになりますけれども、具体的には公道等に両方の施設の敷地が面しているということが原則である。それから、2のほうに個別具体的なことが書いてありますが、基本的には必ずしも渡り廊下がなくとも、例えば、何らかの方法によりまして、衛生面、保安面の安全性が十分に確保されていると認められているという場合ということでございます。例としましては、横断歩道があるとか、医療機関の職員がその都度きちんと介助をして、安全面での配慮がなされているといったようなことでございます。否定的な例としまして、これは当然だと思いますが、手術後の患者が隣に行かなければいけない。こういったようなことはおよそあり得ないと思いますので、そういうことでございます。認めている自治体におかれましては、要はこの通知を準用するような考え方で一つのビルの中で複数のパートに分かれている場合も、この考え方でもって認めているというところと、これは敷地の話だからフロアが異なっている場合までは配慮していない。そういうところが大きく言いましてデジジョンが分かれている原因だということが判明したということでございます。

したがいまして、私どもの考え方としましては、この通知について、同一の建物の中についても一定の考え方でもって、これは適用することは明記をしたいと考えているということでございます。現在、調査結果の分析がようやく終わったばかりでございますけれども、早急に通知案を策定いたしまして、関係者とも所用の調整をしまして、できれば来月中には何らかの通知を発出すべく努力していきたいと考えているところでございます。

1点目につきまして、私どもの説明は以上でございます。

○北波課長 続けてよろしいでしょうか。2点目でございます。日本再興戦略の中で、医療機関ではない検体測定室における利用者自身の一連の採血行為で、医行為に該当するしないのところを明確化することについての所用の措置を講ずるというようにいただいているります。

事務連絡という形で一部、平成27年8月5日付ということで作させていただいているものをお持ちいたしました。検体測定室における一連の採血行為での医行為に該当する部分についてということで、1枚目は今までの経緯が書いてございますが、その次のページでございます。別添という形で検体測定室における採血行為については、概ね次の手順により実施されますということで、医行為に該当するのは以下のとおりですという形で六つのプロセスに分けております。

そのうち3と4につきましては、医行為に当たるということでございますので、1、2と5、6につきましては、手指に傷病等を有している場合は関係法令に抵触の恐れがあるのですが、それ以外の場合については、医行為に当たらないということを明確にさせていただいたところでございます。

以前のヒアリングのときでも、先生方のお手元に追加で配らせていただきましたところで説明をさせていただきまして、この部分は医行為だけれども、それ以外の部分は△ということで医行為ではないということをいたしました。

実は、今回につきまして、いわゆる関係業界であります薬剤師会、保険薬局協会、チェーンドラッグストア協会につきまして、少しどういう形で皆さんに周知したらいいのか相談しまして、こういう形で各検体測定室の運営責任者宛てに出すということにさせていただいて、対応させていただいているところでございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御意見、御質問ございますでしょうか。

○阿曾沼委員 今回の明確化によって、多くの自治体がこれを準用して認めていくという期待ができるということですね。

○土生課長 そのように考えております。

○八田座長 また通知が出来たらお見せいただくということでお願ひします。

○土生課長 報告させていただきます。

○八田座長 他にはいかがでしょうか。

それでは、今日は御丁寧に御説明いただきまして、どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。